

写

熊本市上下水道事業経営基本計画  
に関する答申

平成23年5月

熊本市上下水道事業運営審議会

## 熊本市上下水道事業運営審議会委員名簿

会 長 嶋 田 純

副会長 尾 上 達 也

委 員 川 越 保 徳

委 員 工 藤 光 明

委 員 小 泉 和 重

委 員 杉 内 昭 夫

委 員 藤 本 静 美

委 員 本 郷 誠

(50音順、敬称略)

平成23年1月31日付け諮問第1号で諮問があった「熊本市  
上下水道事業経営基本計画」に関する当審議会の意見は次のとおり  
です。

平成23年5月16日

熊本市上下水道事業管理者 花田 豊 様

熊本市上下水道事業運営審議会  
会長 嶋田 純

## 1 経営理念について

この計画に掲げている次の4つの理念について賛同する。

1. ライフラインの機能強化に努めます。
2. 環境を保全し水循環社会形成に努めます。
3. お客様の視点に立った企業運営に取り組みます。
4. 公営企業として効果的・効率的な経営に努めます。

この理念を、揺るぎない『経営理念』として掲げ、これに沿った事業経営を行うこと。

また、熊本市上下水道局が目指すことをお客様(市民)に広く浸透させるため、この経営理念を分かりやすい言葉で表現し、この計画中に示すこと。

### 【賛同理由】

水道事業はお客様へ良質な水道水を安定的に届けることで、下水道事業は汚水を受け入れ効率的に処理することで、それぞれお客様の快適な生活を守っている重要なライフラインであるため、水道・下水道事業とも施設の整備や機能の保全を推進するとともに、災害に対応した体制や対策の確立が必要である。

地球上の水は、海や陸から蒸発し雲となり、雨や雪となって再び地上に降り注ぎ、河川水や地下水として自然の恵みを与え再び海へと流れていくという自然の循環がある。このような自然の水循環の中に水道事業と下水道事業を連携して位置づけ「環境に配慮した事業経営」を推進することでより一層の環境保全を図るとともに、地球温暖化防止の対策にも積極的に取り組むことが求められる。

また、水道事業も下水道事業も、ともにお客様の視点に立った企業運営が重要であるため、今後はさらにお客様と情報を共有していくとともに、安全性・おいしさ・快適性・利便性などお客様の求める様々なニーズに対応する必要がある。また、水に関わる人たち(地下水かん養域、周辺市町村の上下水道事業体等)と協力した取り組みも必要となる。

さらに、水道事業も下水道事業も更なる効率的・計画的な経営を推進するため、水道事業と下水道事業が持つヒト・モノ・カネ・情報・ノウハウなどの様々な経営資源を有効に活用することが必要である。

加えて水道事業と下水道事業が共有できる部分については共有し、ムダを省くことや、両者のもつ経営資源を組み合わせることで使うことによる相乗効果（シナジー効果）を働かせること等の取組みを通じ公営企業として、更なる効果的・効率的な経営に努めていかなければならない。

## 2 基本方針、基本施策について

基本方針、基本施策については、以下の本審議会での意見に基づき策定すること。

### 【基本的考え方】

経営理念を実現するため、4つの理念の趣旨に応じた基本方針、その基本方針を実現するための基本施策を策定すること。なお、計画内容については、第6次総合計画及び今後の市の総合計画との調整を図ること。

まず、「経営理念1 .ライフラインの機能強化に努めます。」については、その実現のためには水道、下水道それぞれの整備の推進や機能の保全に関する事業、地震等の自然災害に対応する事業が必要であるため、関連事業が実施できる基本方針、基本施策を策定すること。なお、下水道整備については、総合的な環境保全・汚水処理という観点で検討すること。

次に、「経営理念2 .環境を保全し水循環社会形成に努めます。」については、その実現のためには地下水を取水し、お客さまへ安全でおいしい水を届け、使用後の水を自然に還すまでの水循環を保全する事業、「質」と「量」の両面から地下水を保全する事業、地球温暖化対策や公共用水域の水質改善等を推進するための事業が必要であるため、関連事業が実施できる基本方針、基本施策を策定すること。

次に、「経営理念3 .お客さまの視点に立った企業運営に取り組みます。」については、その実現のためには積極的な情報提供や信頼関係の構築、様々な意見・提言等の施策への反映、お客様や水に関わる団体との連携が必要であるため、関連事業が実施できる基本方針、基本施策を策定すること。

最後に、「経営理念4 .公営企業として効果的・効率的な経営に努めます。」については、その実現のためには中長期的な財政見通し、組織の見直し、人材育成等が必要なため、関連事業が実施できる基本方針、基本施策を策定すること。

この経営基本計画に記載する文言については、基本的にお客さまがわかりやすい文言を使用し、専門用語等わかりにくい文言を使用する場合は、注釈等で補足説明をすること。

### 3 財政収支計画について

財政収支計画については、以下の本審議会での意見に基づき運用すること。

#### 【基本的考え方】

まず、水道事業会計については、有収水量が減少していくことを見込んでいるため料金収入は減少していく予測であるが、計画期間内の収益的収支は黒字を保っており、概ね安定した財政見通しであると思われる。今後は、この財政見通しを維持していくよう努めること。

次に、下水道事業会計については、水道使用水量は減少していくものの下水道整備地域の拡大により使用料収入は微増し、計画期間内の収益的収支は黒字を保っており、また、企業債残高も毎年度企業債償還額以下の企業債発行に留意することで、概ね安定した財政見通しであると思われる。今後は、この財政見通しを維持していくよう努めること。

しかしながら、今後は今回の東日本大震災等の影響による国庫補助の見直し、水道整備・下水道整備に関する国の方針の変更、公営企業会計制度の見直し等、様々な財政見通しへ影響を与える要因が想定されるため、国の動向を注視し、財政収支計画に影響を与えるような変化があった場合は、速やかに対応すること。



## 〔付属資料〕

## 審 議 経 過

	年 月 日	審議及び報告事項
第1回	平成22年7月29日	・「熊本市上下水道事業経営基本計画」策定について
第2回	平成22年10月25日	・「熊本市水道事業経営基本計画」、「熊本市下水道事業中・長期経営計画」の検証について
第3回	平成23年1月31日	・諮問 ・「熊本市上下水道事業経営基本計画」について 第1章 経営基本計画の概要 第2章 水道・下水道事業の役割と課題 第3章 上下水道局の経営理念
第4回	平成23年2月23日	・「熊本市上下水道事業経営基本計画」について 第4章 経営理念を実現するために (上下水道局の基本方針と基本施策)
第5回	平成23年3月25日	・「熊本市上下水道事業経営基本計画」について 中長期財政見通し
第1回	平成23年4月27日	・「熊本市上下水道事業経営基本計画 中長期財政見通し」について ・「熊本市上下水道事業経営基本計画 検討用素案修正案」について
答申	平成23年5月16日	・答 申

## 熊本市上下水道事業運営審議会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例(平成19年条例第2号)第3条の規定に基づき、熊本市上下水道事業運営審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 水道事業、工業用水道事業及び下水道事業(以下「上下水道事業」という。)の経営の現状及び将来に関すること。
- (2) 上下水道事業の経営の改善に関すること。
- (3) 顧客サービスに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、上下水道事業の運営に関し上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が必要と認める事項

### (組織)

第3条 審議会は、6人以上8人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 関係団体代表者
- (3) 公募による市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、管理者が必要と認める者

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

4 委員が欠けたときは、補欠委員を置くことができる。この場合において、当該委員の任期は、前任者の在任期間とする。

### (会長及び副会長)

第4条 審議会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者に審議会への出席を求め、その意見を聴き、又は当該者に資料の提出を求めることができる。

### (審議事項及び報告)

第6条 審議会は、上下水道事業の運営に対し、管理者から諮問を受けた事項について審議する。

2 審議会は、前項の審議の結果について、文書により管理者へ答申するものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、上下水道局総務部経営企画課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。